

○本庄市建設工事請負等競争入札参加者心得

(趣旨)

第1条 市が発注する建設工事の請負並びに建設工事に係る設計、調査及び測量その他の業務委託（以下「建設工事等」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者が守らなければならない事項は、別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(競争入札参加の制限)

第2条 競争入札の参加者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び同令第167条の11第1項の規定に該当する者となったとき。
- (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 営業の休止又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。

2 前項各号のいずれかに該当した者に対して行った一般競争入札の参加資格又は指名競争入札の指名は、これを取り消す。

第3条 競争入札の参加者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるとき、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、一般競争入札の参加資格又は指名競争入札の指名を取り消す。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗悪にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由なくして、契約を履行しなかったとき。
- (6) この条（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第4条 競争入札の参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、談合、贈賄等の不正行為により逮捕又は公訴の提起をされたとき。
- (2) 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定による勧告又は課徴金納付命令を受けたとき。
- (3) 本庄市内で工事事故を起こしたとき。

第5条 本庄市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成18年本庄市告示第164号。以下「指名停止要綱」という。）別表第1又は別表第2の各号のいずれかに該当し、指名停止の措置を受けている者は、同要綱の規定により措置された期間、競争入札に参加することができない。なお、一般競争入札の告示日から入札日までの期間に同要綱による指名停止の措置を受けた場合も競争入札に参加することができない。

- 2 一般競争入札の参加の申込みをした者又は指名競争入札において指名を受けた者が、当該入札が執行されるまでの間に、指名停止要綱により指名停止の措置を受けた場合又は国若しくは他の公共団体から指名停止の措置を受けた場合は、当該入札の参加資格又は指名を取り消すことができる。

第6条 本庄市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成18年本庄市告示第23号。以下「暴力団排除要綱」という。）別表の各号のいずれかに該当し、指名除外の措置を受けている者は、同要綱の規定により措置された期間、競争入札に参加することができない。なお、一般競争入札の告示日から入札日までの期間に同要綱による指名除外の措置を受けた場合も競争入札に参加することができない。

- 2 一般競争入札の参加の申込みをした者又は指名競争入札において指名を受けた者が、当該入札が執行されるまでの間に、暴力団排除要綱により指名除外の措置を受けた場合又は国若しくは他の公共団体から指名除外の措置を受けた場合は、当該入札の参加資格又は指名を取り消すことができる。

（入札）

第7条 入札参加者は、本庄市建設工事請負契約約款（平成18年本庄市告示第16号。業務委託の場合は本庄市業務委託契約約款（平成18年本庄市告示第17号））、仕様書（現場説明書及び質疑応答書（様式第1号）を含む。）、図面、当該心得及び公告又は指名通知の記載事項並びに現場を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、疑義があるときは、質疑応答書により説明を求めることができる。

- 2 入札は、公告又は指名通知で指示した日時及び場所において行う。この場合において、指示された時間に遅刻した者の入札参加は認められない。
- 3 入札参加者は、入札書（様式第2号から様式第4号まで）に必要な事項を記

載し、記名押印し、これを封書にして密封の上、入札箱に投入しなければならない。

- 4 入札は、入札者が見積もった金額の110分の100に相当する金額により行わなければならない。ただし、公告又は指名通知において単価によるべきことを指示されたときは、その指示による。
- 5 入札参加者が、代理人をして入札させようとするときは、代理人に入札委任状（様式第5号）を提出させなければならない。
- 6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対するその他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。
- 7 入札者は、1入札参加者について1人限りとし、入札室に立ち入る者も原則として同様とする。

（入札の辞退）

第8条 一般競争入札において参加が認められた者又は指名競争入札において指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 一般競争入札において参加が認められた者又は指名競争入札において指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。

（1） 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式第6号）を直接持参して行う。

（2） 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第9条 入札参加者は、独占禁止法等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格等を意図的に開示してはならない。
- 4 入札に参加しようとする者の間において次の各号のいずれかに該当する関係がない者でなければならない。ただし、当該関係者のすべてが共同企業体の代表構成員以外の構成員である場合についてはこの限りでない。

（1） 資本関係

次のいずれかに該当するものをいう。ただし、会社法（平成17年法律第8

6号) 第2条第3号の規定する子会社又は子会社の一方が会社更生法(平成14年法律第154号) 第2条第7項に規定する更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 会社法第2条第4号に規定する親会社と子会社の関係にあるもの

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にあるもの

(2) 人的関係

次のいずれかに該当するもの。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められるもの

5 前項の場合において、入札の辞退を決定することを目的に入札参加者間で連絡を取ることは、第2項の規定に抵触するものではない。

第10条 入札参加者は、誓約書(様式第7号)及び入札金額積算内訳書(様式第8号から様式第11号まで)を提出するものとする。

(入札書の書換え等の禁止)

第11条 入札者は、一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

(入札の取りやめ等)

第12条 入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめる。

2 入札において、当該入札に疑義があり、公正な入札執行ができないと認められるときは、当該入札の執行を取りやめる。

3 入札参加者が1者の場合は、当該入札の執行を取りやめることがある。

(談合情報への対応)

第13条 入札参加者の談合等の不正行為に関する情報があった場合、本庄市談合情報対応要領(平成18年本庄市訓令第41号)により処理するものとする。

(開札)

第14条 開札は、入札終了後直ちに当該入札場所において、入札者を立ち合わせて行う。

(入札の無効)

第15条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札者の押印のない入札書による入札

(2) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所を押印のない入札書による入札

- (3) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (4) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (5) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (6) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (8) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (9) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (10) 明らかに連合によると認められる入札
- (11) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
- (12) その他公告に示す事項に反した者がした入札

(落札者の決定)

第16条 落札者は、予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者（最低制限価格を設けた場合にあつては、入札書比較価格の制限の範囲内で、最低制限価格の110分の100の価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者）とする。

2 落札者の決定がなされたときは、その場で当該入札者に、その旨を発表し、後日通知する。

3 第18条第1項の規定により落札者の決定を保留した場合は、第19条第1項及び第2項の調査を実施した後、その結果を入札参加者に通知する。

4 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書（様式第12号）又は免税事業者届出書（様式第13号）を提出しなければならない。この場合において、共同企業体については、構成員それぞれがこの届出書を提出しなければならない。

(くじによる落札者の決定)

第17条 落札とすべき同額の入札をした者が、2人以上いるときは、直ちに当該入札者にまず落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

2 前項のくじ引に当たり、当該入札者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(落札者決定の保留)

第18条 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであつて、当該調査基準価格の110分の100の価格未満の入札（以下「低価格入札」という。）が

あるときは、落札者の決定を保留して、入札執行を終了する。

- 2 前項の場合において、入札書比較価格の制限の範囲内の入札（低価格入札以外の入札にあつては、最低の価格のものに限る。）の中に同額のものがあるときは、直ちに当該入札者にまず順位を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により順位を決定するくじを引かせ、順位を決定する。
- 3 前条第2項の規定は、前項の場合において、くじを引かない者がある場合に準用する。

（低入札価格の調査）

第19条 前条第1項の規定により入札執行を終了したときは、低価格入札のうち入札価格の最も低いものについて、次の各号のいずれかに該当しないか調査し、該当すると認められないときは、当該入札をした者を落札者とする。

（1） 当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札

（2） 当該入札者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められる入札

- 2 前項の調査により落札者を決定できないときは、次順位の低価格入札について同様の調査を行い、以下、落札者が決定するまで順次次順位の低価格入札について調査を行う。
- 3 全ての低価格入札について前2項の調査を行った後も落札者を決定できないときは、低価格入札以外の入札のうち、入札書比較価格の制限の範囲内で最低の価格の入札（同額の入札が複数あるときは、前条第2項の規定により決定された順位が最も高いもの）をした者を落札者とする。
- 4 低価格入札をした者は、調査に当たってはこれに協力しなければならない。

（再度入札）

第20条 開札をした結果、予定価格の範囲内の価格の入札（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札）がないときは、直ちに再度の入札を行う。

- 2 再度入札の回数は、1回限りとする。
- 3 再度入札に参加することができる者は、初度入札に参加した者（最低制限価格を設けた場合にあつては、最低制限価格を下回らない入札をした者）に限る。
- 4 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、再度入札は行わない。
 - （1） 設計金額を事前公表したとき。
 - （2） 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであつて、初度入札において低価格入札があつたとき。
 - （3） 再度入札に参加することができる者がいないとき。

(不調時の取扱い)

第21条 落札者がいないときは、入札を打ち切り、再度公告又は当該入札参加者以外の者による指名競争入札に付する。

(契約書類の提出)

第22条 落札者は、第16条の通知を受けた日から5日以内に、契約書(案)に記名押印の上、本庄市建設工事請負契約約款(本庄市業務委託契約約款)、仕様書、図面(以下これらの仕様書及び図面を「設計図書」という。)及びその他契約に必要な書類を添付して、提出しなければならない。

2 落札者が、前項の期間内に契約の締結に応じないときは、落札の決定は効力を失う。

(契約の確定)

第23条 契約は、市長と落札者が契約書に記名押印したときに確定する。

(市議会の議決を要する契約)

第24条 本庄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年本庄市条例第63号)の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、市議会の議決を得たときに本契約として成立する旨を記載した建設工事請負仮契約書を取りかわすものとする。

(異議の申立て)

第25条 入札参加者は、入札後、この心得、契約書(案)、設計図書及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(その他)

第26条 建設工事等の入札参加者は、当該入札に係る契約(第19条第3項により契約を締結する場合も含む。)を締結しようとする日の1年7月前の日の直後の審査基準日に係る経営事項審査(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。)を受審していなければならない。ただし、当該建設工事等の請負代金額が建築一式工事にあつては1500万円未満、それ以外の工事にあつては500万円未満の場合は、この限りでない。

附則

この心得は、平成28年4月1日から適用する。

この心得は、令和元年10月1日から適用する。

様式第1号(第7条関係)

質 疑 応 答 書

(工事名又は委託業務名)

商号又は名称

[質問事項]

回答課

[回 答]

様式第2号(第7条関係)
(一般)

入 札 書

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 金 額
- 4 入札保証金

本庄市契約規則及び本庄市建設工事請負等競争入札参加者心得に従い、本庄市建設工事請負契約約款、設計図書、工事場所等を熟知したので、入札します。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

㊟

上記代理人
氏 名

㊟

(あて先)本庄市長

(注意事項) *入札書の作成に当たっては、以下削除して差し支えない。

- 1 金額は算用数字で記入し、頭部に¥を付記すること。
- 2 代理人による入札の場合の印は、代理人印のみでよいこと。
- 3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

様式第3号(第7条関係)
(共同企業体)

入 札 書

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 金 額
- 4 入札保証金

本庄市契約規則及び本庄市建設工事請負等競争入札参加者心得に従い、本庄市建設工事請負契約約款、設計図書、工事場所等を熟知したので、入札します。

年 月 日

共同企業体

代表構成員	住 所 商号又は名称 代表者氏名	印
構 成 員	住 所 商号又は名称 代表者氏名	印
構 成 員	住 所 商号又は名称 代表者氏名	印
上記代理人	氏 名	印

(あて先)本庄市長

(注意事項) *入札書の作成に当たっては、以下削除して差し支えない。

- 1 金額は算用数字で記入し、頭部に¥を付記すること。
- 2 代理人による入札の場合の印は、代理人印のみでよいこと。
- 3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

様式第4号(第7条関係)
(業務委託)

入 札 書

- 1 委託業務名
- 2 履 行 場 所
- 3 金 額
- 4 入札保証金

本庄市契約規則及び本庄市建設工事請負等競争入札参加者心得に従い、本庄市業務委託契約約款、設計図書、履行場所等を熟知したので、入札します。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 

上記代理人
氏 名 

(あて先)本庄市長

(注意事項) *入札書の作成に当たっては、以下削除して差し支えない。

- 1 金額は算用数字で記入し、頭部に¥を付記すること。
- 2 代理人による入札の場合の印は、代理人印のみでよいこと。
- 3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

様式第5号(第7条関係)

入札委任状

私は、
印を代理人と定め、下記の建設工事に関する入札の一切
の権限を委任します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名



(あて先)本庄市長

(注意事項) *委任状の作成に当たっては、以下削除して差し支えない。

- 1 委任者の印は、法人にあつてはその権限を有する者の印とする。
- 2 受任者の印は、認印でも差し支えない。
- 3 業務委託にあつては、「建設工事」を「委託業務」に、「工事名」を「委託業務名」に「工事場所」を「履行場所」に変更すること。

様式第6号(第8条関係)

入 札 辞 退 届

年 月 日付け 第 号で下記についての指名入札参加資格がある旨の
指名
確認を受けましたが、都合により入札を辞退します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名



(あて先)本庄市長

(注意事項) *入札辞退届の作成に当たっては、以下削除して差し支えない。

1 業務委託にあつては、「工事名」を「委託業務名」に「工事場所」を「履行場所」に変更すること。

様式第7号(第10条関係)

誓 約 書

(あて先)本庄市長

私、 _____ は、

(工事名又は委託業務名) _____

の入札及び見積りに関し、その公正を害するような行為は一切せず厳正な態度で入札及び
見積りに参加することを誓約いたします。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

㊟

(注意事項) *誓約書の作成に当たっては、以下削除して差し支えない。

- 1 代表者氏名は、直筆で記入し、法人にあつてはその権限を有する者とする。
- 2 印は、法人にあつてはその権限を有する者の印とする。

様式第8号(第10条関係)
(工事(設計額(税込み)300万円未満))

入札金額積算内訳書

年 月 日

(工事名) _____

住 所
商号又は名称
代表者氏名 ⑩

上記代理人
氏 名 ⑩

積 算 内 訳

名 称	数量	単位	金 額(円)	備 考
直接工事費	1	式		
諸経費	1	式		
合 計				

(注意事項) *入札金額積算内訳書の作成に当たっては、以下削除して差し支えない。

- 1 入札金額と入札金額積算内訳書の金額は同額となること。
- 2 代理人による入札の場合の印は、代理人印のみでよいこと。

様式第9号(第10条関係)

(工事(設計額(税込み)300万円以上、かつ、簡易工種))

入札金額積算内訳書

年 月 日

(工事名) _____

住 所
商号又は名称
代表者氏名

㊟

上記代理人
氏 名

㊟

積 算 内 訳

工 種	数量	単位	金 額(円)	備 考
直接工事費(計)	1	式		
簡易工種諸経費	1	式		
合 計				

(注意事項) *入札金額積算内訳書の作成に当たっては、以下削除して差し支えない。

- 1 入札金額と入札金額積算内訳書の金額は同額となること。
- 2 記入に当たっては、仕様書を参考に、工種単位にまとめ記入すること。
- 3 代理人による入札の場合の印は、代理人印のみでよいこと。

様式第10号(第10条関係)

(工事(設計額(税込み)300万円以上、かつ、簡易工種を除く。))

入札金額積算内訳書

年 月 日

(工事名) _____

住 所
商号又は名称
代表者氏名

㊟

上記代理人
氏 名

㊟

積 算 内 訳

工 種	数量	単位	金 額(円)	備 考
直接工事費(計)	1	式		
共通仮設費	1	式		
純工事費	1	式		
現場管理費	1	式		
工事原価	1	式		
一般管理費	1	式		
合 計				

(注意事項) *入札金額積算内訳書の作成に当たっては、以下削除して差し支えない。

- 1 入札金額と入札金額積算内訳書の金額は同額となること。
- 2 記入に当たっては、仕様書を参考に、工種単位にまとめ記入すること。
- 3 代理人による入札の場合の印は、代理人印のみでよいこと。

様式第12号(第16条関係)

課 税 事 業 者 届 出 書

年 月 日

(あて先)本庄市長

住 所
商号又は名称
代表者氏名



下記の期間については、消費税法の課税事業者(同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない事業者)となる予定であるのでその旨届け出ます。

記

課 税 期 間 自 年 月 日
至 年 月 日

様式第13号(第16条関係)

免 税 事 業 者 届 出 書

年 月 日

(あて先)本庄市長

住 所
商号又は名称
代表者氏名



下記の期間については、消費税法の免税事業者(同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者)となる予定であるのでその旨届け出ます。

記

課 税 期 間 自 年 月 日
至 年 月 日

様式第1号 (第7条関係)
様式第2号 (第7条関係)
様式第3号 (第7条関係)
様式第4号 (第7条関係)
様式第5号 (第7条関係)
様式第6号 (第8条関係)
様式第7号 (第10条関係)
様式第8号 (第10条関係)
様式第9号 (第10条関係)
様式第10号 (第10条関係)
様式第11号 (第10条関係)
様式第12号 (第16条関係)
様式第13号 (第16条関係)